

安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月6日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成16年条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に規定する団体のうち、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に規定する団体のうち、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら</p>

<p>従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> <u>ひろしま農業協同組合</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第3条から第9条まで (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める法人)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社(以下「特定法人」という。)は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>第11条から第18条まで (略)</p>	<p>従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6)</u> <u>社会福祉法人ちとせ会</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> <u>広島北部農業協同組合</u></p> <p><u>(9)</u> <u>一般社団法人安芸高田市観光協会</u></p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第3条から第9条まで (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める法人)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社(以下「特定法人」という。)は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>安芸高田アグリフーズ株式会社</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>第11条から第18条まで (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。